

## 日本非核宣言自治体協議会平和事業（出張講座等）への講師派遣事業募集要項

### 1 目的

日本非核宣言自治体協議会平和事業（出張講座等）への講師派遣（以下、「講師派遣事業」という）は、日本非核宣言自治体協議会（以下、「非核協」という）の会員自治体が主催する、平和啓発のための講座、講演会等に講師を派遣することで、被爆の実相を継承し、より一層の平和啓発を図ることを目的とする。

### 2 派遣対象

非核協会員自治体が主催する、平和啓発を目的とした事業

### 3 派遣する講師

- (1) 長崎大学核兵器廃絶研究センター及び核兵器廃絶長崎連絡協議会が推薦する、平和教育の実践に取り組む大学生等（以下、「大学生等」という）
- (2) 長崎市家族・交流証言者または広島市被爆体験伝承者（以下、「伝承者」という）  
ただし、厚生労働省が実施する被爆体験伝承者等派遣事業を利用可能な場合は、同事業の利用を優先する。

### 4 派遣時期

- (1) 大学生等  
原則、8月、9月、3月
- (2) 伝承者等  
個別に相談

### 5 派遣自治体数

1会計年度あたり5自治体程度を見込む

### 6 申請手続

派遣を希望する会員自治体は、平和事業（出張講座等）への講師派遣申込書（様式1）により、対象事業の実施予定日の原則2か月前までに、非核協事務局（以下、「事務局」という）に申請する。

### 7 決定通知

事務局は、派遣する講師の調整を行い、講師派遣決定通知書（様式2）により、会員自治体に通知する。

### 8 実施報告

会員自治体は、当該事業終了後、すみやかに派遣結果報告書（様式3）を事務局に提出する。

## 9 講師派遣事業実施にあたっての役割分担

### (1) 事務局

- ア 派遣する講師の手配
- イ 派遣に係る旅程の調整

### (2) 会員自治体

- ア 参加者の確保
- イ 会場の確保
- ウ 機材（マイク、スピーカー、プロジェクター、スクリーン等）の確保
- エ 講師との打ち合わせ
- オ その他必要な業務

## 10 費用負担等

### (1) 事務局

- ア 講師派遣
- イ 宿泊費
- ウ 日当
- エ 謝礼金

### (2) 会員自治体

上記9(2)に係る費用

## 11 その他

1 会員自治体への派遣は、1会計年度あたり原則1回とする。ただし、連続した日程もしくは1日に複数会場に講師を派遣する場合は1回と数えることとする。